

湯沢市小動物死体回収業務仕様書

1. 業務の内容

小動物死体の適正な処理のため、湯沢市市民生活部環境共生課環境対策班、各総合支所地域応援班、湯沢市役所本庁舎及び各総合支所日直・宿直、(以下「発注者」)からの連絡・指示に従って、受注者は小動物(犬、猫、狸、ハクビシン等)の死体を回収し、湯沢雄勝クリーンセンター(湯沢市字中崎)又は発注者が指定する施設へ搬入するものとする。

2. 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3. 業務の範囲

(1) 回収区域

湯沢市全域(湯沢・稲川・雄勝・皆瀬各地区)の市道等にある小動物死体

(2) 回収時間

原則 午前8時30分から午後4時までとする。

※ただし、指定の時間外であっても緊急処理を指示することがあり、この場合は速やかに従うものとする。

(3) 年間回収見込み数：55体

平日：45体

休日：10体

4. 回収の方法

(1) 指示の体制

発注者から、受注者へ「電話又はファックス」で随時依頼するものとし、その際受注者に連絡する内容は次の通りとする。

- ・ 回収先の場所(町名地番や目印となるもの)
- ・ 市役所へ通報した者の氏名・電話番号
- ・ 小動物の種別及び特徴
- ・ 受注者へ連絡を行う発注者側の氏名
- ・ その他参考となる事項とする

(2) 回収の方法及び主な流れ

- ① 発注者からの指示を受け、受注者は可能な限り複数名の人員にて、湯沢市全域の市道等にある小動物死体を回収する。(国道もしくは県道である場合は、管轄が異なるため発注者に再度確認を行うこと)
- ② 回収にあたって使用するポリ袋、段ボール箱、粘着テープ等の消耗品は受注者側で用意する。

- ③ 現場にて小動物の特徴を確認し、死体回収報告書に記入を行う。なお、この死体回収報告書は後日速やかに発注者に提出するものとする。
- ④ 小動物は一死体ごとに破れないポリ袋に入れた後、段ボール箱に密閉し、「外部から回収物が見えない」「臭気や汚水をできる限り流出させない」など、周辺に配慮するものとする。
- ⑤ 作業中は、安全ベストの着用など、交通状況に配慮し、作業する者の安全の確保を図るものとする。
- ⑥ 回収現場において、小動物の死体が発見できなかった場合は、通報者に照会し、かつ付近住民に尋ねるなど発見に努めるものとする。
- ⑦ 最終的に小動物の死体を回収できなかった場合は、速やかに、発注者に連絡し、再度指示を受けるものとする。

(3) 搬入の方法

- ・ 小動物死体を回収した時は、その日のうちに、湯沢雄勝クリーンセンター（電話番号：56-6120）に連絡を行った後搬入するものとする。
- ・ 搬入できる時間帯は、午前8時30分～正午、午後1時～午後4時30分とし、時間外等で閉所し搬入できない場合は、双方協議による施設に保管させるものとする。
- ・ 搬入にあたっては遵守すべき事項を守り、湯沢雄勝クリーンセンター職員の指示に従うものとする。

5. 回収の報告等

回収作業が終了した場合は、速やかに発注者へ報告書により報告するものとする。

6. 委託料の支払い

- ・ 委託料の支払いは、発注者から指示した件数及びその内容、受注者が提出した報告書を確認し、毎月の月末ごとに集計を行って請求するものとする。
- ・ 小動物死体回収1回当たりの委託料は契約単価による。請求の方法にあたっては実績数の合計に消費税及び地方消費税を加算した額を支払うものとする。

7. その他

- ・ 本業務中に生じた事故等については、受注者が一切の費用と責任を負担するものとする。
- ・ 本業務中に知り得た秘密や個人情報等の一切を他に漏らしてはならないものとする。
- ・ 本業務に係る車両等の経費については受注者の負担とするものとする。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議により定めるものとする。